

出部地区防災会規約

(名称)

第1条 この会は、出部地区防災会(以下「本会」という。)と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、出部公民館内
(井原市上出部町 1219-2 電話 62-3960)に置く。

(目的)

第3条 本会は、出部地区の自主防災会と連合自治会の防災部門を統括する出部地域の中央防災会としての機能を果たし、出部小学校などの市指定避難所運営と体制づくりを支援する。また災害時には災害対策本部を立ち上げ諸事項に対応する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) いずえ地区まちおこし協議会の安心安全事業防災関連をサポートする。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 災害等の防止に資するため出部地域における災害危険の把握に関する事。
- (4) 水害等の出部広域に影響する災害発生時における情報の収集・伝達、水防・消火、救出・救護、避難・誘導、給食・給水等応急対策に関する事。
- (5) 指定避難所開設初期段階から避難所運営委員会設立までの運営サポート。
- (6) 避難所防災資機材等の整備に関する事。
- (7) 出部地区内他組織との連携に関する事。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、別表 1、2 の団体、人員で構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 会長(災害対策本部長) | 1名 |
| (2) 副会長(災害対策副本部長) | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 総務 | 1名 |
| (6) 監査 | 2名 |

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害の発生時における応急活動を指揮する。また対外交渉を担当する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。災害時は情報を収集し、会長に報告～各地区連合会に適時情報を提供する。
- 3 会計は会計事務を処理する。

- 4 総務は庶務事務を処理するし、対外交渉を補佐する。
- 5 監事は会計事務を監査する。

(会議)

第8条 本会に、役員会を置く。

(役員会)

第9条 本会の役員会は、次のとおりとする。

- (1)役員会構成員は 別表2 とする。
- (2)役員会は会長が招集する。または3分の1以上の役員の要望があれば会長が招集する。
- (3)役員会の議事は会長が進行する。

(役員会の役割)

第10条 本会の役員会は、第4条の目的を達成するため次の事項を審議する。

- (1)来期事業計画、予算案の立案。
- (2)今期事業の実施。
- (3)事業・議案の採決は、過半数の賛成で成立とする。

(総会)

第11条 本会の総会はいずえ地区まちおこし協議会の総会をこれにあてる。

(総会の役割)

第12条 規約の改正、事業報告、決算報告、次年度事業計画、予算に関する承認。

- 2 総会が必用と認めたこと。

(災害対策本部の設置)

第13条 災害等の緊急時において、会長は災害対策本部を設置し(組織図2)、諸事項に対応する。

(会計)

第14条 本会の運営に要する経費は、別表1の構成団体の繰出金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

- 2 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。
- 3 負担率は、関係度合いにより都度変更も協議の上、考慮する。
- 4 災害時、経費負担が高額の場合は別途協議とする。
- 5 本会計には避難所サポートセンターの経費を含む。

(その他)

第15条

この規約に定めのない事項は第8条の役員会で定める。

別表1 出部地区防災会構成団体 / 繰出金負担割合

団 体	繰出金負担割合
出部公民館	30%
七日市自治連合会(七日市自主防災会)	} 40%世帯割
出部中部自治連合会(出部中部自主防災会)	
四季が丘自治連合会(四季が丘自主防災会)	
出部西部自治連合協議会(出部西部自主防災会)	
消防団出部分団	なし
出部地区社会福祉協議会	30%
出部女性会	なし
出部小学校	なし
いずえ地区まちおこし協議会	活動経費負担

別表2 出部地区防災会構成員 / 防災会役職

出部公民館 館長	会長 (災害対策本部長)
いずえ地区まちおこし協議会 防災部会長	副会長 (災害対策副本部長)
七日市自治連合会 会長	副会長
出部中部自治連合会 会長	副会長
四季が丘自治連合会 会長	副会長
出部西部自治連合協議会 会長	副会長
消防団出部分団 分団長	副会長 (消火水防担当)
出部小学校 校長	副会長
いずえ地区まちおこし協議会 会長	副会長
出部地区社会福祉協議会 会長	監事
出部女性会 会長	監事
出部公民館 主事	会計
いずえ地区まちおこし協議会 事務局長	総務
	計13名

参考組織図 1 出部地区防災会

参考組織図 2 出部地区災害対策本部

付 則

- 令和2年(2020年)7月10日 いずえ地区まちおこし(協)防災部会で、上記規約は案状態で承認され、出部地区防災会組織は仮施行する。
次回まちおこし総会で承認を受けて正式承認とする。
任期は令和4年3月31日までとする。
- 令和2年(2020年)8月18日 出部地区防災部会役員会(13名全員出席)で上記規約承認。
次回まちおこし総会で承認を受けて正式承認とする。
- 令和3年(2021年)1月22日 いずえ地区まちおこし(協)中間総会で承認、正式施行予定。